

平成27年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況

※執行状況及び実施状況については、平成28年3月31日現在です。

分類	施策等の名称	施策の概要	施策の実施状況	予算額(円)	執行額(円)
市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策	住工共生相隣環境対策支援補助金	住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情について工場が実施する建築物、設備等の改善対策に補助金を交付した。 【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】300万円	補助金交付件数:3件 (内訳) ・近隣からの騒音(機械音・作業音)苦情に対する改善対策を実施 ・近隣からの騒音(排気口からの音)苦情に対する改善対策を実施 ・近隣からの騒音(作業音)苦情への改善対策を実施	15,000,000	6,055,000
	住工共生コミュニティ活動支援補助金	工場への理解を深めてもらうためにモノづくり企業等が主体となり、近隣地域住民等を対象に実施するイベント等に対して補助金を交付した。 【補助率】対象経費の1/2 【補助上限額】10万円	補助金交付件数:1件 (内訳) ・地域住民との交流を目的とした焼きそばパーティーの開催	300,000	21,000
住工混在の緩やかな解消に資する施策	住宅建築にかかるルール	モノづくり推進地域(※1)内において住宅を建築するときに、建築主が、市との協議や周辺の工場へ事前説明等の手続きを行った。 (※1)モノづくり推進地域 工場の集積を維持する地域として住工共生のまちづくり条例に基づき指定している地域。(市内工業地域全域と準工業地域91%を指定)	・条例に基づく建築主の住宅建築時の手続き等協議:90件	—	—
	工場移転支援補助金	住工混在を解消するために、工業系地域(※2)以外の地域から工業系地域へ工場を移転する場合に補助金を交付した。 【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】500万円 【補助対象経費】機械設備の移転にかかる費用 (※2)工業系地域 工業専用地域・モノづくり推進地域	補助金交付件数:1件 (内訳) ・一種住居地域にあった工場を工業地域に移転	15,000,000	666,000
モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策	モノづくり立地促進補助金	市内の工業専用地域・モノづくり推進地域内で事業者が新たに一定面積以上の工場を立地(新築・建替・増築・取得)した場合に、土地及び工場の固定資産税、都市計画税の一定割合を補助金として交付した。 【補助期間】3年間 【面積要件】工業専用地域:延床面積1,000㎡以上 モノづくり推進地域:延床面積500㎡以上	補助金交付件数:5件 (内訳) ・モノづくり推進地域内に工場を新築 4件 ・工業専用地域内に工場を取得 1件	16,179,000	11,093,000
	事業用地継承支援対策補助金	モノづくり推進地域において新たな住宅開発を抑制するため、既存の一定面積以上の製造業事業用地を、引き続き製造業の事業用地として売却し工場が新築された場合、もとの土地所有者に対して補助金を交付した。 【補助率】売買契約金額の3%以内 【補助限度額】500万円 【面積要件】売却する土地の面積:敷地面積250㎡以上 立地する工場の面積:延床面積500㎡以上	補助金交付件数:1件 (内訳) ・モノづくり推進地域内の製造業事業用地を引き続き、製造業の事業用地として売却	5,000,000	4,036,000
その他住工共生のまちづくりに資する施策	住工共生まちづくり活動支援補助金	住工共生のまちづくり条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業に対して補助金を交付する。 【予算額】100千円(100千円×1件) 【補助率】対象経費の1/3 【補助限度額】100千円 【補助期間】1協議会あたり最長3年間	補助金交付件数:1件 (内訳) ・高井田まちづくり協議会にて実施した「高井田モノづくり体験塾」	100,000	63,000
	住工共生まちづくり審議会開催経費	条例第19条に規定された住工共生まちづくり審議会の開催 ※住工共生まちづくり審議会では、次に掲げる事項を審議し、市長に意見を述べることができます。 (1)この条例の改廃に関すること。 (2)この条例に基づく住工共生のまちづくりの推進に関する取組みに関すること。 (3)モノづくり推進地域の指定及び指定の解除に関すること。 (4)その他、住工共生のまちづくりの推進に関する重要な事項に関すること。	住工共生まちづくり審議会を2回開催。 (内訳) 第1回:都市計画法に基づく制度の活用、企業立地優遇施策等を審議 第2回:住工共生推進のための支援施策等を審議	216,000	120,000
	水走地区での土地利用にかかる意見交換会の開催	水走地区において、現在の恵まれた操業環境を保全するための規制等について検討するため、当該地区の地権者等を対象とした意見交換会を開催	当該地区の地権者等を対象とした意見交換会を3回開催 (内訳) 第1回:東大阪市の現状・課題や全国で発生している問題を共有 第2回:第1回目で地権者より頂いた意見に対する本市の考え方を説明 第3回:本市が水走地区で目指していることを説明	—	—